

平成二十年十一月六日提出
質問第一九四号

政府見解と異なる歴史認識を発表した航空自衛隊幕僚長への防衛省における審理に関する質問
主意書

提出者 鈴木宗男

政府見解と異なる歴史認識を発表した航空自衛隊幕僚長への防衛省における審理に関する質問

主意書

一 過去の我が国の戦争は侵略戦争ではないとする旨の、従来の政府見解とは異なる内容の論文（以下、「論文」という。）を執筆して民間会社発行の雑誌に掲載し、本年十月三十一日付で更迭されていた田母神俊雄前航空幕僚長につき、本年十一月六日の新聞報道では、田母神氏本人は「論文」の寄稿について防衛省内での審理に応じる意向を示していたものの、審理の長期化を嫌った防衛省が審理をせず、同氏を定年退職扱いにしていたとのことであるが、右は事実か。

二 一が事実なら、防衛省がそのような判断をした理由は何か。たとえ長期化したとしても、「論文」の内容及び防衛省への事前届出なしに「論文」を外部に寄稿するという田母神氏の行為が懲戒処分該当するか否かをきちんと審理することが、防衛省としてとるべき正当な手続であったと考えるが、防衛省が同氏の意向を踏まえず、審理をしなかった理由を説明されたい。

右質問する。